

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年1月23日
【会社名】	第一化成株式会社
【英訳名】	Daiichi Kasei Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 淳文
【本店の所在の場所】	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア 6階
【電話番号】	042(644)6515(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三浦 宏平
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア 6階
【電話番号】	042(644)6515(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三浦 宏平
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	A種優先株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 A種優先株式 1,942,500,000円 新株予約権証券 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込 むべき金額の合計額を合算した金額 1,228,800,000円 (注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社 が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
A種優先株式	1,850,000株	(注)3.に記載のとおりです。

(注)1. 本有価証券届出書による第三者割当（以下、文脈に応じて、上記A種優先株式、新株予約権の第三者割当を個別に、又はこれらの第三者割当を総称して「本件第三者割当」といいます。）により発行されるA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）は、平成29年1月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成29年2月21日開催予定の臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」といいます。）においてA種優先株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更にかかる議案についての承認（特別決議）および本件第三者割当の実施および大規模希薄化に関する議案について承認（有利発行であるため特別決議）を受けること、ならびに同日付開催予定の当社普通株主による種類株主総会（以下「本件種類株主総会」といいます。）においてA種優先株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更にかかる議案についての承認（特別決議）を受けることを条件に、発行されるものであります。普通株式の内容については、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式となっております。普通株式の単元株数は、100株です。

- 上記(注)1.に記載の発行条件に加え、A種優先株式の発行は、当社が割当予定先との間で平成29年1月23日付で締結した、当社の持分法適用関連会社であり、割当予定先が当社保有持分以外の持分全部を保有するUltrafabrics, LLCの割当予定先保有持分全部の当社への譲渡に関する最終契約書に基づく当該持分の当社への譲渡の履行を条件とします。
- A種優先株式の内容は、本件臨時株主総会および本件種類株主総会においてA種優先株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案について承認（特別決議）を受けることが条件ですが、以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

当社は当社定款第42条に定める剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に1.1を乗じた額（1円未満は切り捨てる。）の剰余金の配当、また当社定款第43条に定める中間配当を行う場合は普通株主と同じ額の配当（以下、これらの配当により支払われる金銭を併せて「A種優先配当金」という。）を行う。

当社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して当社定款第42条に定める剰余金の配当または当社定款第43条に定める中間配当を行わないときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対してもそれぞれA種優先配当金の配当を行わない。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、A種優先配当金の配当の全部または一部が行われなかったときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

A種優先株主またはA種優先株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合等

当社は法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合、分割または無償割当を行わない。また、A種優先株主に対し、募集株式、募集新株予約権および募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、転換比率を乗じた普通株式を交付する。転換比率は、当初1.0とする。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

なお、転換比率は、A種優先株式取得日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後転換比率 = 調整前転換比率 × 分割(または併合)の比率

また、A種優先株式取得日から3年以内に、当社がA種優先株主以外の者に普通株式を新たに発行しまたは保有する普通株式を処分する場合(当社またはその子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。)の取締役その他の役員または従業員に割り当てた新株予約権の行使により発行または処分される場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換比率を調整するものとする。

調整後転換比率 = 調整前転換比率 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数及び自己株式の処分により交付される普通株式数}}{\text{既発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、A種優先株式取得日における当社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。

さらに、A種優先株式取得日後、当社が合併、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ転換比率の調整を必要とする場合には、当社はA種優先株主、A種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換比率、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を適切に行うものとする。

(6) 譲渡制限

譲渡による当社のA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 単元株数

A種優先株式の単元株数は、100株です。

4. 当社は、平成28年6月23日開催の当社株主総会において、当社定款を一部変更して普通株式の他にA種優先株式(以下「旧A種優先株式」といいます。)についての定めを定款に定めております。当社は、旧A種優先株式の内容を、本件臨時株主総会および本件種類株主総会の決議において、上記のA種優先株式の内容に一部変更することを予定しております。A種優先株式と旧A種優先株式との差異は以下のとおりであります。

普通株式を対価とする取得請求権に関する取得請求権の行使可能日について、旧A種優先株式はA種優先株式取得日から3年を経過した日以降としていたものを、A種優先株式では、A種優先株式取得日以降とし、かつ、A種優先株式取得日から3年以内に、当社がA種優先株主以外の者に当社が普通株式を発行又は処分する場合は、転換比率を調整する旨の条項等を新設したこと。

当社定款変更案は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行の定款	変更後の定款
<p>第6条の2 (A種優先株式)</p> <p>当社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。</p> <p>(A種優先株式に対する剰余金の配当)</p> <p>(1.乃至3.条文省略)</p> <p>4. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株1株につきA種優先株1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。</p> <p>(後略)</p> <p>(議決権)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(株式の併合等)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第6条の2 (A種優先株式)</p> <p>当社の発行するA種優先株式の内容は以下に定めるとおりとする。</p> <p>(A種優先株式に対する剰余金の配当)</p> <p>(1.乃至3.現行どおり)</p> <p>4. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>当社は残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。</p> <p>(後略)</p> <p>(議決権)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株式の併合等)</p> <p>(現行どおり)</p>

現行の定款	変更後の定款
<p>(転換条項)</p> <p>A種優先株主は、A種優先株式取得から3年を経過した日以降いつでも、当会社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、普通株式1株を交付する。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第44条の規定は、A種優先株式配当金についてこれを準用する。</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当会社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、転換比率を乗じた数の普通株式を交付する。転換比率は、当初1.0とする。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</p> <p>なお、転換比率は、A種優先株式取得日後、当会社が当社普通株式の株式分割（当会社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \text{分割（または併合）の比率}$ <p>また、A種優先株式取得日から3年以内に、当会社がA種優先株主以外の者に普通株式を新たに発行または保有する普通株式を処分する場合（当会社またはその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員または従業員に割り当てた新株予約権の行使により発行または処分される場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換比率を調整するものとする。</p> $\text{調整後転換比率} = \frac{\text{調整前転換比率} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \text{及び自己株式の処分により交付される普通株式数})}{\text{既発行株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、A種優先株式取得日における当会社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。</p> <p>さらに、A種優先株式取得日後、当会社が合併、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ転換比率の調整を必要とする場合には、当会社はA種優先株主、A種優先株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換比率、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第44条の規定は、A種優先配当金についてこれを準用する。</p>

差異が生じた理由は、旧A種優先株式の定めを定款に定めた後に、割当予定先との協議を行ったため、優先株式の内容が旧A種優先株式の定めと差異が発生したためであります。

5. A種優先株式の募集は、第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てます。

Clay Rosenberg

Clay Rosenberg 2016 GRAT (受託者 : Clay Rosenberg)

Danielle Boecker-Primack

Danielle Boecker-Primack 2016 GRAT (受託者 : Danielle Boecker-Primack)

6. 上記3.(5)記載のとおり、A種優先株式は、A種優先株式取得日以後直ちに普通株式に転換する取得請求権が設定されておりますが、当社は、本有価証券届出書の効力発生後に、A種優先株式の割当予定先との間で締結する引受契約（以下「本件引受契約」といいます。）において、以下のとおり、取得請求権の行使を制限する内容を合意する予定です。

(1) 年間転換上限

A種優先株式取得日後1年後の応当日を初回として、その後2年目および3年目の各応当日以後に、割当予定先に割り当てられたA種優先株式総数の3分の1ずつが普通株式への転換が可能となること。

(2) 早期転換事由

上記(1)の年間転換上限にかかわらず、当社の取締役会が普通株式の転換を承諾した場合、当社普通株式について、金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」の開始が公表された場合、当社発行済普通株式の3分の1を超える数について、第三者が取得した場合、割当予定先が死亡もしくは障害を負った場合、または、割当予定先もしくは割当予定先の指定する者がUltrafabrics, LLCの取締役会の過半数を構成することがなくなった場合には、その後いつでも、A種優先株式を普通株式に転換することができること。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,850,000株	1,942,500,000	971,250,000
一般募集			
計（総発行株式）	1,850,000株	1,942,500,000	971,250,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,050円	525	1株	平成29年2月28日（火）から平成29年3月7日（火）まで		平成29年2月28日（火）から平成29年3月7日（火）まで

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。資本組入額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先と「総数引受契約」を締結するものとし、払込みの方法は、申込期間内に下記払込取扱場所へ出資の目的となる金銭を払い込むことで行うものとし、
4. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
第一化成株式会社 管理部	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 八王子支店	東京都八王子市横山町15番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	1,200,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	1個につき0円（1株当たり0円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年3月7日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	第一化成株式会社 管理部 東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階
払込期日	無償で発行するため該当事項はありません。
割当日	平成29年3月7日（火）
払込取扱場所	無償で発行するため該当事項はありません。

（注）1．本有価証券届出書による第一化成株式会社第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る募集は、平成29年1月23日開催の取締役会の決議に基づき、本件臨時株主総会において本件第三者割当の実施および大規模希薄化に関する議案について承認（有利発行であるため特別決議）を受けることを条件に、本件臨時株主総会後に、発行されるものであります。

2．上記（注）1．記載の発行条件に加え、本新株予約権の発行は、当社が割当予定先との間で平成29年1月23日付で締結した、当社の持分法適用関連会社であり、割当予定先が当社保有持分以外の持分全部を保有するUltrafabrics, LLCの割当予定先持分全部の当社への譲渡に関する最終契約書に基づく当該持分の当社への譲渡の履行を条件とします。

3．申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結するものとしたします。

4．本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てます。

Clay Rosenberg

Danielle Boecker-Primack

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	第一化成株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的となる株式の総数は、1,200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株。) なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率 また、割当日後3年以内に、当社が本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)以外の者に当社が普通株式を新たに発行し又は保有する普通株式を処分する場合(当社又はその子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。)の取締役その他の役員又は従業員に割り当てた新株予約権の行使及びA種優先株式の取得請求権の行使により発行又は処分される場合を除く。)には、次の算式をもって付与株式数を調整するものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数及び自己株式の処分により交付される普通株式数})}{\text{既発行株式数}}$ 上記算式において「既発行株式数」とは、割当日における当社の発行済株式総数から自己株式数を控除した数に残存する新株予約権の対象となる株式数を加算した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、1,024円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,228,800,000円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。但し、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 第一化成株式会社 管理部 東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 八王子支店 東京都八王子市横山町15番3号
新株予約権の行使の条件	1. 各本新株予約権1個の一部について分割行使はできない。 2. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 新株予約権者が権利行使をする前に、別記「新株予約権の行使の条件」欄記載の条件により本新株予約権の全部又は一部について行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会の定める日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は当社取締役会の定める日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>2. 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>3. 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定する。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の行使持の払込金額」欄で定められる行使価額に、本欄上記3. に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。</p> <p>7. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>8. その他新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>9. 新株予約権の取得事由及び条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>

（注）1. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に提出するものとします。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生するものとします。

2. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

3. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,171,300,000円	50,000,000円	3,121,300,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、A種優先株式の発行価額の総額1,942,500,000円に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の1,228,800,000円を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。
3. 発行諸経費50,000,000円の内訳は、評価機関の算定評価費用として3百万円、割当予定先の反社調査費用として5百万円、株主総会開催諸費用として32百万円、登記費用等として10百万円を予定しております。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、発行諸費用の概算額は減少いたします。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて資金は管理いたします。

(2) 【手取金の使途】

A種優先株式

A種優先株式の発行により調達する手取金は、借入金の返済に充当する予定であります。

A種優先株式の発行により調達する資金の具体的使途

資金使途	金額	支出予定時期
借入金（つなぎ融資）の返済	1,892,500,000円	平成29年3月

- (注) 当社は、払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関するお知らせ」にて既報のとおり、当社は、当社の持分法適用関連会社である米国の高機能ポリウレタン合成皮革マーケティング会社、Ultrafabrics, LLC（本社：米国ニューヨーク州タリータウン。以下、「Uf社」といいます。）の持分84.21%を、Uf社の創業者であるClay Rosenberg氏（現CEO）およびDanielle Boecker-Primack氏（現President）ならびに同人らがそれぞれ設立したトラスト（信託）から当社100%子会社である株式会社ディー・エス・シー（以下「DSC社」といいます。）を通して譲り受け完全子会社化（以下「本件完全子会社化」といいます。）する手続を進めております。

本件完全子会社化に要する買収資金の一部を金融機関からの借入により調達する予定ですが、当該借入の一部である下記の金銭消費貸借契約について、つなぎ融資としての借入であり、借入期間が短期間となることから、本件完全子会社化の過程で、割当予定先とも協議の上、買収資金として割当予定先が受領する金額の一部を当社に拠出することについて割当予定先から口頭にて了解を得ており、同様の内容を本件引受契約においても規定する予定であります。

返済を予定する金銭消費貸借契約の内容（但し、借入の実行は、本件臨時株主総会后、Uf社の割当予定先持分全部の当社への譲渡の実行前の予定であるため、下記はいずれも本有価証券届出書提出日現在での見込みを記載しております。）

金融機関	借入元本額	利息	返済期限
株式会社みずほ銀行	17,000,000米ドル	基準金利 + スプレッド（年率1.5%）	平成29年3月31日

なお、為替相場の変動によって、A種優先株式の発行価額の総額が予定する返済金額に不足する額については、当社は、自己資金、金融機関等からの新たな借入等、別途資金調達の検討を行うことといたします。

本新株予約権

本新株予約権の行使により調達する手取金である1,228,800,000円につきましては、本新株予約権の行使による払込の都度、上記つなぎ融資以外に本件完全子会社化に要する買収資金の一部として金融機関から調達する予定の借入の弁済、および、本件完全子会社化により、当事業の拡大が予想されますので、そのための新たな製造設備の設備投資資金に、充当する予定であります。

設備投資につきましては、現在、当社の主たる生産拠点である行田工場は、開設してからすでに30年以上になり老朽化してきた設備の修理・新設は常に喫緊の課題となっております。今般の本新株予約権の行使により受領する資金に合わせて、老朽化してきている設備の修理・新設に充てることを予定しております。また、昨年新設した群馬工場も生産ラインの一部を導入したのみであり、生産力を増強してゆくためにも、今後は既に導入した設備の前後ラインの生産設備を新設する計画も予定しており、その資金としても充てることも想定しております。

しかしながら、具体的な資金使途の金額の内訳および支出予定時期につきましては、本新株予約権が当社の指定により行使される形式のものではなく、あくまで割当予定先の裁量による行使の時期および金額に依存することから更に行使時期等を予測することが難しく、記載することにより、かえって投資家の皆様に誤解を生じさせるおそれを考慮し、上記以上に具体的に記載をすることができません。一度に大量の行使がなされるなど、今後開示すべき事項が発生しましたら、必要に応じ適切に開示を行って参ります。

- （注）1．当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 2．本新株予約権の行使期間内に行使が行われないことにより、資金調達額が支出予定金額を下回った場合には、自己資金や金融機関等からの借入により別途資金調達の検討を行うことといたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

A種優先株式につきましては以下のClay Rosenberg、Clay Rosenberg 2016 GRAT、Danielle Boecker-PrimackおよびDanielle Boecker-Primack 2016 GRATが該当いたします。

本新株予約権につきましては、以下のうち、Clay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackが該当いたします。

a 割当予定先の概要		
氏名	Clay Rosenberg	
住所	New York, NY, USA	
職業の内容	勤務先の名称及び役職	Ultrafabrics, LLC CEO
	所在地	New York, NY, USA
	事業の内容	合成皮革販売
b 提出者と割当予定先との関係		
出資関係	該当事項はありません。	
人事関係	当社の持分法適用関連会社であるUltrafabrics, LLCのCEOを務めております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

a 割当予定先の概要	
名称	Clay Rosenberg 2016 GRAT (受託者: Clay Rosenberg)
所在地	New York, NY, USA
信託の概要	<p>Clay Rosenbergが保有資産（本件完全子会社化で当社の取得対象となるUf社の持分の一部を含む。）を拠出して設立した米国法に基づく信託であり、本件完全子会社化後はその譲渡代金の全部または一部を保有することを予定しています。Clay Rosenbergを受託者とする信託であり、法人格はございません。同人が当該信託についての信託受益権を保有するとのことです。当社が確認した限り、信託管理人は存在せず、受託者である、Clay Rosenbergが信託財産となるA種優先株式の取得請求権を行使し、取得請求権の行使により取得する当社普通株式について議決権を行使する予定とのことです。また、当初信託期間は2016年10月13日から2年間とのことです。信託延長可否、信託終了後の信託財産の処分方法等につきましては、当社が確認した限り、現時点で確定していないとのことです。Clay Rosenbergは、本信託の受託者として、第三者に信託財産の管理を委託することはなく、自ら受託者として管理しますので、信託財産の異動をリアルタイムで把握することが可能であるとのことです。</p> <p>当社が割当予定先に確認したところ、GRAT (Grantor-Retained Annuity Trust) については、概要、米国税法 (IRS) 上、信託終了時に受託者から信託財産の贈与を受ける受益者への贈与税を軽減できるというメリットがあり、一般的に、米国では、受益者をファミリーとする信託として用いられているとのことです。</p>
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要		
氏名	Danielle Boecker-Primack	
住所	Briarcliff Manor, NY, USA	
職業の内容	勤務先の名称及び役職	Ultrafabrics, LLC President
	所在地	New York, NY, USA
	事業の内容	合成皮革販売
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	該当事項はありません。	
人事関係	当社の持分法適用関連会社であるUltrafabrics, LLCのPresidentを務めております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

a 割当予定先の概要	
名称	Danielle Boecker-Primack 2016 GRAT (受託者: Danielle Boecker-Primack)
所在地	Briarcliff Manor, NY, USA
信託の概要	DanielleBoecker-Primackが保有資産（本件完全子会社化で当社の取得対象となるUf社の持分の一部を含む。）を拠出して設立した米国法に基づく信託であり、本件完全子会社化後はその譲渡代金の全部または一部を保有することを予定しています。DanielleBoecker-Primackを受託者とする信託であり、法人格はございません。同人が当該信託についての信託受益権を保有することです。当社が確認した限り、信託管理人は存在せず、受託者である、Danielle Boecker-Primackが信託財産となるA種優先株式の取得請求権を行使し、取得請求権の行使により取得する当社普通株式について議決権を行使する予定とのことです。また、当初信託期間は2016年10月13日から2年間とのことです。信託延長可否、信託終了後の信託財産の処分方法等につきましては、当社が確認した限り、現時点で確定していないとのことです。Danielle Boecker-Primackは、本信託の受託者として、第三者に信託財産の管理を委託することはなく、自ら受託者として管理しますので、信託財産の異動をリアルタイムで把握することが可能であるとのことです。 GRATの詳細につきましては、上記Clay Rosenberg 2016 GRATの信託概要の記載をご参照下さい。
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先は、当社の持分法適用関連会社である米国所在のUf社の持分84.21%を保有しており、当社はその余の持分15.79%をDSC社を通じて保有しております。

当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関するお知らせ」にて既報のとおり、当社は、当社100%子会社であるDSC社を通して割当予定先からUf社の上記持分を譲り受け完全子会社化する手続を進めており、当社の平成29年1月23日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関する最終契約締結のお知らせ」にお知らせしましたとおり、平成29年1月23日付で割当予定先との間で最終契約（以下「本件最終契約」といいます。）を締結いたしました。

A種優先株式および本新株予約権の割当予定先に対する発行は、本件最終契約に基づくUf社の完全子会社化の一環として行われるものです。当社は、本件完全子会社化の過程で、割当予定先との間で、割当予定先が、買収対価として受領する金銭の一部である17百万米ドル相当額を上限として当社に拠出を行うことと引換えに、当社が割当予定先に対して、A種優先株式の取得請求権および本新株予約権を行使した場合に交付を受けられる当社普通株式の数を合計して、3,050,000株を取得することができる、A種優先株式および本新株予約権を発行することといたしました。この数量は、本件第三者割当後にA種優先株式の取得と引換えに当社普通株式が交付され、本新株予約権が全部行使された場合、完全希薄化ベース（注）である6,593,799株とA種優先株式の取得および本新株予約権の全部の行使により割当予定先に発行又は交付される当社普通株式3,050,000株の合計（9,643,799株）に対する割合として31.63%（議決権数で31.63%）となります。

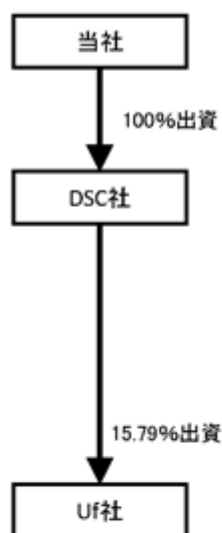
（注）「完全希薄化ベース」とは、当社が平成28年11月11日に関東財務局長に提出した「四半期報告書 - 第52期第2四半期」に記載された当社普通株式に係る発行済株式総数（6,800,000株）から当社普通株式に係る自己株式数（967,201株）を控除し、当社が発行した本新株予約権を除く未行使の新株予約権（平成24年10月12日付の当社取締役会決議により発行した第3回新株予約権の未行使数15個（1個当たりの対象株式数1,000株）、平成27年3月13日付の当社取締役会決議により発行した第4回新株予約権の未行使数364個（1個当たりの対象株式数1,000株）、平成28年8月22日付の当社取締役会決議により発行した第5回新

株予約権の未行使数3,820個(1個当たりの対象株式数100株)とする、合計4,199個)がすべて行使された場合に交付される当社普通株式(761,000株)を加算した合計数である6,593,799株を意味します。

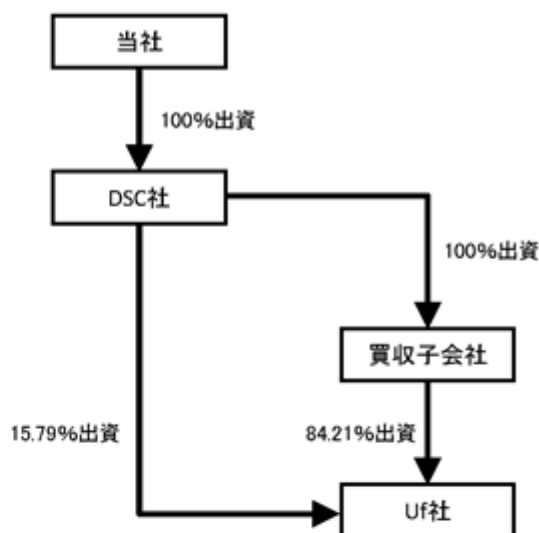
後述いたしますとおり、当社としましては、本件完全子会社化にあたり、買収対価の全額を借入により調達する場合の買収後の当社の自己資本比率の大幅な低下を避けるため、買収対価として割当予定先に支払う金額の一部を割当予定先から買収完了直後に投資いただくことで、適正な自己資本比率を維持しつつ本件完全子会社を遂行したいという意向がありました。また、割当予定先から投資を受けることで、割当予定先から本件完全子会社化後も引き続きUf社を含む当社へのコミットメントを獲得したい(当社は製品の製造供給を従来より担当し、Uf社は当社の供給先であり販売会社としての機能を有しておりましたので、具体的には、北米市場での販売ノウハウを有する割当予定先に、今後も新Uf社および持株会社となる当社の経営に参画してもらいたい。)との意向がありました。そこで、割当予定先に対してこの意向を提示し、エクイティ・ファイナンスについて協議を進めたところ、割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏から、約170万米ドル相当額を上限とし、かつ、希薄化を前提とした当社持分割合の3割程度となる出資を行いたいとの意向が示されました。希薄化を前提とした当社持分割合の3割程度となった理由は、2016年夏頃の当社の時価総額の希薄化を前提とした持分割合の約3割が約170万米ドル相当であったためであり、当社としては、本件第三者割当によって割当予定先に出資後の議決権割合として直ちに3分の1を超える大規模な希薄化を及ぼすこととなる株式発行は避けたいという意向がありましたので、その状況下で合意できる水準となったものであります。割当予定先の意向は希薄化を前提とした持分割合の3割を前提としつつ、発行条件は出資実行時になるべく近い時期の当社の株価を基準とするのが合理的である旨双方合意したことから、170万米ドルを上限とした出資に加え、その後の株価変動により当初予定した3割に不足分が出た場合には、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 本新株予約権」に記載の交渉経緯を踏まえ、インセンティブとして本新株予約権を発行することといたしました。

当社は、本件完全子会社化後に、当社とUf社との経営の一体化、効率化を推進するために、DSC社が本件完全子会社化にあたり割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏からUf社の持分を取得するために米国デラウェア州に設立する完全子会社(以下「買収子会社」といいます。)を存続会社としてUf社を合併し(Uf社吸収合併後の買収子会社を「新Uf社」といいます。)、当社を存続会社としてDSC社を合併すると共に、新会社(以下「新DKK社」といいます。)を設立して当社の製造開発事業部門を承継させ、その上で当社は、新Uf社および新DKK社を保有する持株会社となることを検討しております(以上の組織再編を総称して以下、「当社持株会社化」といいます。)。そして、持株会社移行後の、当社の取締役として、割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primackの両氏を、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会にて当社の取締役に選任する議案を提出する予定であります。

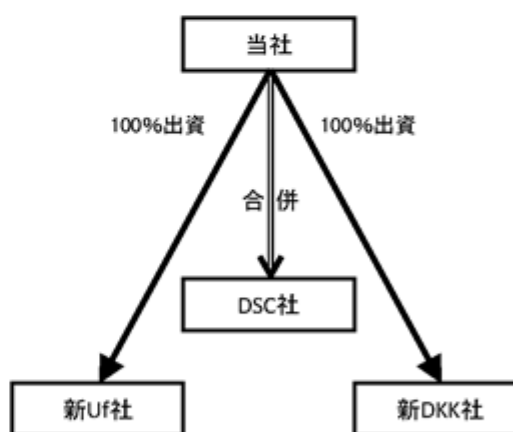
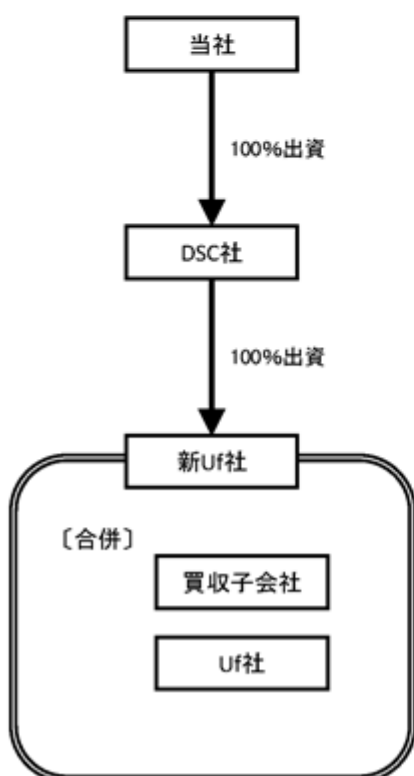
現状



①本件のイメージ図



②本件完全子会社化後の計画イメージ



A種優先株式の割当を決定した背景としましては、今回の事業統合による事業規模の大幅な拡大と自己資本比率の低下への対応があります。今回持分を買い取り完全子会社とするUf社は当社にとって長年の事業パートナーであり、北米および欧州では独占供給、販売契約を締結する等実質一体となって事業運営をしております。今回事業を統合することにより、今後予想される更なる市場の拡大を確実に取込むと共に当社とUf社双方の製造販売計画がアンバランス（不均衡）になるリスクの低減、双方における為替変動リスクの低減等のビジネスリスクの低減を図ることができます。一方、平成27年12月期のUf社の売上（8,069百万円）、税引前利益（1,425百万円）は共に当社の平成28年3月期の売上（5,204百万円）、税引前利益（1,182百万円）を上回っており、また、Uf社の持分取得の対価も126百万米ドルになることから、当社よりも規模の大きい企業の持分を買取ることとなり、これを全額借入で調達した場合自己資本比率の大幅な低下が見込まれます。具体的には、平成28年3月末の純資産4,036百万円に対して、約14,490百万円（126百万米ドル、1ドル＝115円）の借入が発生することになります。適正な自己資本の水準を維持することを企図して、今回のA種優先株式割当を実施することで、Uf社の持分買取及びA種優先株式割当完了後の自己資本比率は30%程度となる予定です。割当予定先から一定の出資を確保することで、本件完全子会社化後も当社ないしはUf社の経営に関わる割当予定先から一定のコミットメントを獲得することにも意味がありましたので、増資について割当予定先以外の第三者への株式の発行は想定できませんでした。自己資本比率の維持が目

的のため、新株予約権付社債などの負債性の証券発行は検討しておりません。普通株式ではなくA種優先株式を選択したのは、当社としましては、当社普通株式の流動性がそれほど高くないため、一度の希薄化による普通株式の株主の皆様に対する影響を可及的に低減させるため、当初から普通株式による第三者割当を実施するよりも、優先配当権は付与するものの、A種優先株式を保有している期間中は議決権がなく、発行後3年間にわたり、段階的に普通株式の転換を許容することが妥当であると判断したためです。

また、事業統合後の事業成長をより確実にする為のインセンティブプランとして、Clay Rosenberg、Danielle Boecker-Primackの両氏に本新株予約権を付与することといたしました。但し、本新株予約権には売上および利益(EBITDA)水準による行使制限がついており、一定の売上および利益水準を平成29年から平成31年までの間に達成しなければ、行使することはできません。これらの売上および利益水準をすべて満たした場合、今回割当てられるA種優先株式の普通株式への転換および本新株予約権の全部の行使による普通株式の交付による割当予定先の持分の合計は、完全希薄化ベースである6,593,799株とA種優先株式の取得請求権および本新株予約権の全部の行使により割当予定先に発行又は交付される当社普通株式3,050,000株の合計(9,643,799株)に対する割合として31.63%(議決権数で31.63%)となりますが、当社が計画するUf社の完全子会社化が達成されて当社の事業規模が拡大した場合には、当社が平成29年1月23日付で作成した中期経営計画での当社見込み額(中期経営計画の詳細につきましては、当社より同日付で公表した「中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。)を基準としますと、見込み額ではありますが、平成31年度の1株当たり当期純利益は207円と見込まれ、他方、こちらも見込み額ではございますが、今期の予想1株当たり当期純利益は111円程度を見込んでおりますので、希薄化割合を大きく上回る水準(186.5%)で増加する見込みです。

[本件第三者割当の経緯及び仕組みの概要]

本件第三者割当は、本件最終契約の一環として行われるものであり、その経緯および仕組み概略は以下のとおりです。

なお、当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得(完全子会社化)に関するお知らせ」におきましては、持分売買契約締結日を平成28年12月中と記載しておりましたが、当該予定が遅れておりました。これは、割当予定先、Uf社およびその関係者が北米所在であり、条件の詳細について日米両国の法規制等を検討する必要があったり、時差等の関係もあり関係者との協議に時間を要するなど、割当予定先との最終契約書の条件交渉等に当初予想していた以上の時間を要していたためです。

Uf社は、1998年に米国Springs社の合成皮革販売部門から独立する形で設立されました。当社は、Uf社設立時から当社100%子会社であるDSC社を通して出資し、Uf社が販売する製品を開発、製造し供給するという関係を継続してきております。

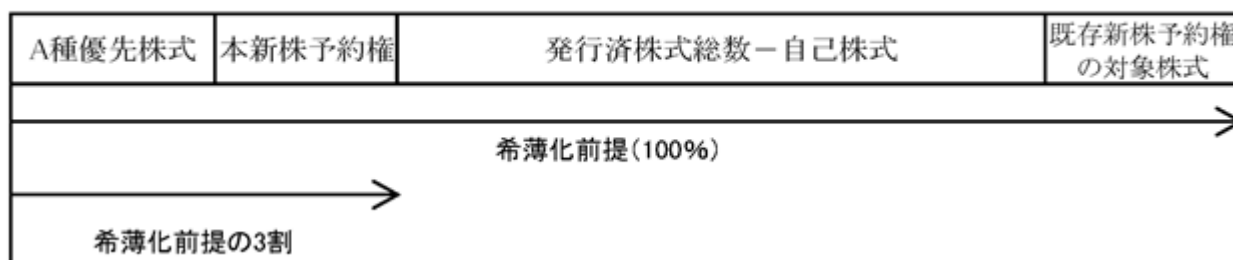
当社は、現在まで、Uf社との間で、北米および欧州市場における当社製品の一部を独占的に供給する契約を結んでおり、これらの市場においてUf社は、当社製品の実質的な独占販売権を持ち、UltraLeather®のブランドでマーケティングを展開しており、2016年3月期のUf社への販売は、当社売上の78.8%にのぼります。なおUf社の売上は、2013年に55.2百万米ドル、2014年に59.6百万米ドル、2015年には66.9百万米ドルと、2011年以降、年間平均13.2%伸びています。

当社は、出資者かつサプライヤーとしてUf社と長年の関係を築いてまいりましたが、昨年夏頃より、当社持分を除くUf社の持分全てを保有する割当予定先とUf社の持分の取得による完全子会社化に向けて協議を行ってまいりました。

ところで、Uf社の収益規模は当社を上回るものであり、同社の買収には借入による多額の資金を要します。当社としては、Uf社持分を取得するために割当予定先に支払う対価の一部を、割当予定先から当社に出資いただき、当社の自己資本比率の急激な低下の回避と併せて、買収後の割当予定先からの当社に対するコミットメントを確保したいとの意向を有しておりました。また、Uf社の買収後も、当社としては、同社の経営者である割当予定先に引き続き同社の経営を継続してもらいたいとの意向を有しておりました。このような観点から、昨年夏頃に当時の当社の株価水準を基準として、割当予定先と協議したところ、当時の当社の企業価値で希薄化を前提とした持分比率の約3割にあたる約17百万米ドル程度を上限とする出資の意向を受けました。その際、割当予定先の意向は、希薄化を前提とした持分比率である約3割を取得したいとのことでした。その他、交渉においては様々な事項の検討がなされましたが、当社の株価が昨年夏頃と比較して上昇したこともあり、最終的には、当社の希望する資金調達と割当予定先の出資による当社へのコミットメントの確保と、割当予定先の希望する希薄化を前提とした持分比率で約3割となる当社への出資を実現するため、当社へのファイナンスの意味を有するA種優先株式の発行と、割当予定先へのインセンティブの付与とA種優先株式と併せて割当予定先が持分比率で約3割を取得する意味を有する本新株予約権の組み合わせによって、本件第三者割当を実施することを決定したものであります。

具体的には、A種優先株式の発行により、当社は1,942,500,000円の資金調達を実施します。他方、割当予定先は、本新株予約権の発行により、A種優先株式と併せて、割当予定先は希薄化を前提とした持分比率で約3割の取得を可能とする引受けを行います。

イメージ図



[本件完全子会社化および本件第三者割当に関する日程の概要について]

A種優先株式および本新株予約権の割当予定先に対する発行は、本件最終契約に基づくUf社の完全子会社化の一環として実施することを予定しております。

本件完全子会社化によるUf社の持分取得の方法は、本件最終契約に基づき、当社は、買収子会社を通じて、Clay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackならびに同人らがそれぞれ設立したトラスト（信託）から、両氏および各トラストが保有するUf社の持分84.21%を譲り受けます。当社は、対価として、両氏および各トラストに対し、買収子会社を通じて、合計金126百万米ドルを支払います。

上記対価の支払に当たっての資金調達は、まず全額を当社が米ドル建てで国内銀行から借入れを行い、そのうち17百万米ドルはDSC社に増資として出資し、同額をDSC社から買収子会社の設立の際に出資を行い、残り109百万米ドルを当社から買収子会社に直接貸し付ける方法にて行います。

本件完全子会社化および本件第三者割当に関する日程の概要については、以下のとおりです。

時期（予定を含む）	手続
平成29年1月23日	当社取締役会で以下を決議 ・ 本件最終契約の締結 ・ A種優先株式および本新株予約権の募集事項 ・ A種優先株式および本新株予約権の発行に係る当社臨時株主総会決議事項および普通株主による種類株主総会決議事項（定款一部変更および有利発行であるための特別決議）
平成29年2月21日	当社臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の開催
平成29年2月23日頃	本件完全子会社化の買収資金を調達するための融資契約書の締結
平成29年2月27日頃	融資契約書に基づく当社借入の実行、当社から借入資金のDSC社および買収子会社に対する出資または貸付による送金実行
平成29年2月28日頃	買収子会社を通じて割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏ならびに同人らがそれぞれ設立するトラスト（信託）からUf社の持分を取得し、Uf社の完全子会社化を実行
平成29年2月28日から同年3月7日まで	A種優先株式の払込期間 （割当予定先は、本件完全子会社化にて受領する買収資金の一部を払込金として充当する予定）
平成29年3月7日	本新株予約権の割当日
平成29年6月以降	当社持株会社化の検討および推進。 持株会社化移行後に、割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏を当社取締役を選任するため当社株主総会に議案を提出

d. 割り当てようとする株式の数

Clay Rosenberg	A種優先株式 1,062,000株 本新株予約権 600,000個 (本新株予約権の目的となる株式の数 600,000株)
Clay Rosenberg 2016 GRAT (受託者: Clay Rosenberg)	A種優先株式 117,300株
Danielle Boecker-Primack	A種優先株式 604,000株 本新株予約権 600,000個 (本新株予約権の目的となる株式の数 600,000株)
Danielle Boecker-Primack 2016 GRAT (受託者: Danielle Boecker-Primack)	A種優先株式 66,700株

e. 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針

割当予定先の保有方針としましては、長期保有である旨を口頭で確認しております。当社は、下記「 転換制限措置」に記載した年間転換上限および早期転換事由の条件に従って、実務上対応可能な限り市場および当社の財務内容等に配慮してA種優先株式の普通株式への転換が実施されるものと認識しておりますが、現時点では、割当予定先において具体的な転換方針は定めていないものと認識しております。

当社は、かかる長期保有の意向を、最低でも3年程度はコミットいただくため、割当先との間で締結を予定する取決めの内容として、割当予定先は、A種優先株式取得日以後3年間は当社の事前の承諾なく、A種優先株式およびA種優先株式の取得と引換えに交付を受ける当社普通株式の全部または一部を売却、譲渡、その他の処分ができないことを定め、また、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式を、本新株予約権の割当日以後3年間は当社の事前の承諾なく売却、譲渡、その他の処分ができないことを定める予定です。但し、割当予定先が相続対策を目的としてA種優先株式または本新株予約権を割当予定先が設定する信託財産とする場合および下記「 転換制限措置 (2) 早期転換事由」に規定する事由が発生した場合を除きます。これらの場合には当社取締役会の承認を留保しない旨合意する予定です。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が割当日から2年以内に本件第三者割当により発行されるA種優先株式の全部若しくは一部を譲渡した場合またはA種優先株式の取得と引換えに交付を受ける当社普通株式の全部若しくは一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定です。

転換制限措置

< A種優先株式 >

A種優先株式には、A種優先株式1株につき、普通株式1株を対価とする取得請求権が付されておりますが、割当予定先との間で締結する予定の本件引受契約において、取得請求権の行使について、以下の条件を合意する予定です。

(1) 年間転換上限

A種優先株式取得日後1年後の応当日を初回として、その後2年目および3年目の各応当日以後に、割当予定先に割り当てられたA種優先株式総数の3分の1ずつが普通株式への転換が可能となること。

(2) 早期転換事由

上記(1)の年間転換上限にかかわらず、当社の取締役会が普通株式の転換を承諾した場合、当社普通株式について、金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」の開始が公表された場合、当社発行済普通株式の3分の1を超える数について、第三者が取得した場合、割当予定先が死亡もしくは障害を負った場合、または、割当予定先もしくは割当予定先の指定する者がUf社の取締役会の過半数を構成することがなくなった場合には、その後いつでも、A種優先株式を普通株式に転換することができること。

< 本新株予約権 >

本新株予約権の行使期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までですが、割当予定先との間で締結する予定の本件引受契約において、本新株予約権の行使について以下の条件を合意する予定です。

(1) 業績連動行使条件

本新株予約権につきましては、平成29年4月1日から平成31年12月31日までの各年におけるUf社の売上およびEBITDAの目標に対する達成水準によって、行使が制限されます。行使可能になる個数の算出式は、以下のとおりです。なお、下記の業績指標である最低目標売上および最低目標EBITDAの水準は、平成29年1月23日付で作成した当社の中期経営計画を達成するために必要とされるUf社の業績目標水準の95%相当に設定されております。目標売上および目標EBITDAの水準は、本件完全子会社化の交渉過程において、割当予定先から提示され

たUf社の3ヵ年計画の水準に設定されております。当社の評価としては、最低目標売上および最低目標EBITDAについては当社の中期経営計画が計画どおり進捗する限りにおいて達成が合理的に見込まれる水準と考えております。次に、目標売上および目標EBITDAについては、本件完全子会社化が達成されることを前提に、その後当社の事業規模が現状よりも拡大した場合には、達成が可能な水準であろうと評価しております。

売上水準：当該期間の対象個数×当該期間の売上÷当該期間の目標売上

但し、当該期間の売上が当該期間の最低目標売上を上回らない限り、本新株予約権は行使可能にならない。

計算結果にかかわらず、当該期間の行使可能個数は対象個数を最大とする。

EBITDA水準：当該期間の対象個数×当該期間のEBITDA÷当該期間の目標EBITDA

但し、当該期間のEBITDAが当該期間の最低目標EBITDAを上回らない限り、本新株予約権は行使可能にならない。

計算結果にかかわらず、当該期間の行使可能個数は対象個数を最大とする。但し、行使可能となった本新株予約権は、本新株予約権の行使期間を通じて行使が可能となる。

各期間の対象個数および目標数値は以下のとおりです。

期間：平成29年4月1日から平成29年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：61,924,420米ドル

目標売上：68,632,500米ドル

EBITDAに関する対象個数：200,000個

最低目標EBITDA：10,987,740米ドル

目標EBITDA：13,299,488米ドル

期間：平成30年1月1日から平成30年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：98,801,330米ドル

目標売上：110,610,000米ドル

EBITDAに関する対象個数：200,000個

最低目標EBITDA：18,604,699米ドル

目標EBITDA：21,349,150米ドル

期間：平成31年1月1日から平成31年12月31日

売上に関する対象個数：200,000個

最低目標売上：108,889,000米ドル

目標売上：121,680,000米ドル

EBITDAに関する対象個数：200,000個

最低目標EBITDA：20,791,320米ドル

目標EBITDA：23,435,200米ドル

(2) 早期行使事由

上記(1)の行使条件にかかわらず、当社普通株式について、金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」の開始が公表された場合、当社発行済普通株式の3分の1を超える数について、第三者が取得した場合、割当予定先による正当な理由のない辞任を除き、割当予定先との雇用契約が解除された場合、もしくは、割当予定先がUf社のPresidentもしくはCEOを理由なく解任された場合、または割当予定先による辞任を除き、(選任されている場合は)Uf社または当社の取締役でなくなった場合、割当予定先を、Uf社もしくは当社の取締役に選任するための議案が否決された場合、割当予定先が本新株予約権の行使の前に死亡もしくは障害を負った場合、または割当予定先もしくは割当予定先の指定する者がUf社の取締役会の過半数を構成することがなくなった場合には、その後いつでも、本新株予約権を行使することができること。

上記乃至については、早期行使事由となり業績連動行使条件が解除される場合には、インセンティブとしての位置付けが希薄になるリスクがあることは承知しておりますが、割当予定先が今後の経営に関与し続けることが本件完全子会社化のそもそもの前提であり、それを当社も割当予定先も希望している中で、協議において割当予定先からの追加の希望があったものであるため、当社として当該事由が発生するリスクの程度も勘案し応諾したものであります。

(3) 失格事由

上記(1)および(2)ならびに本新株予約権に関する他の条件にもかかわらず、割当予定先が、適用ある法令に基づき禁固刑以上の処罰(または外国の同等の法令に基づく類似の処罰)を受けた場合、割当予定先が、Uf社もしくは当社の取締役に自発的に辞任した場合、不適切行為によりUf社もしくは当社の取締役に解任された場合、または、割当予定先をUf社もしくは当社の取締役に選任するための議案の提出を割当予定先が拒絶した場合(但し、当社取締役会が、これらの事由を失格事由に該当すると判断しなかった場合を除きます。)、または割当予定先が、書面により本新株予約権の全部またはその一部を放棄した場合には、本新株予約権を行使することはできません。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、払込みに要する資金は、本件最終契約に基づき当社が割当予定先に支払う買収対価から、割当予定先にて相当額を留保することで確保する予定であると口頭にて確認しております。また、本件引受契約においても、割当予定先が本件最終契約に基づき受領する対価の一部として払込みに要する資金に相当する金額を、受領後割当予定先の銀行口座で保管し、払込み以外の用途に使用しない旨合意する予定です。以上より、当社としては、払込みは確実であると判断しております。

g．割当予定先の実態

Clay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackは、それぞれ、当社の持分法適用関連会社であるUf社の創業者兼CEOと創業者兼Presidentを務めております。Clay RosenbergとDanielle Boecker-Primackは、両名ともに当社の長期に亘るビジネスパートナーであり、これまでも通常の業務の過程で定期的に往訪を行い、その実在性については確認しております。Clay Rosenberg 2016 GRATは、Clay Rosenbergが、Danielle Boecker Primack 2016 GRATはDanielle Boecker-Primackが各人の保有資産を拠出して設立した米国法に基づく信託あり、それぞれ本人が受託者になっております。割当予定先であるClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primack（信託の受託者を兼ねております。）が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否かについては、インターネット検索サイトを利用した検索を行った結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。

また、割当予定先であるClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackからも特定団体等でないことおよび特定団体等と何らかの関係の有していない旨の確認書を受領していることに加え、第三者調査機関である株式会社トクチョー（所在地：東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号、代表者：荒川一枝）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1．公開情報

インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

2．独自情報

公知情報から株式会社トクチョーが独自に構築した反社会的・市場勢力のデータベースとの照合

3．分析

上記1項および2項で該当した疑わしい対象やネガティブな情報のある対象については、さらに掘り下げた分析を実施

これらの調査を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

以上より、当社は、割当予定先が特定団体等にはあたらないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

A種優先株式および本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとされております。但し、当社は、割当予定先との本件最終契約書の協議の過程において、割当予定先が相続対策を目的としてA種優先株式または本新株予約権を割当予定先が設定する信託財産とする場合および上記「e．株券等の保有方針 転換制限事由（2）早期転換事由」または「e．株券等の保有方針 転換制限事由（2）早期行使事由」に規定する事由が発生した場合等には当社取締役会の承認を留保しない旨合意する予定です。

A種優先株式の取得請求権の行使または本新株予約権の行使により割当予定先が取得した当社普通株式を第三者に譲渡する場合には、前記「1 割当予定先の状況 e．株券等の保有方針 割当予定先の保有方針」欄に記載のとおり、割当日以後3年間は当社の事前の承諾を要する旨合意する予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

A種優先株式

発行価格は、割当予定先とも協議の上、発行決議日の前日（同日を含む。）に先立つ30営業日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」といいます。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）を基準としております。また、当社は、当社および割当予定先とも取引関係のない独立した第三者評価機関である、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（東京都千代田区麹町二丁目4番地1、代表者：武藤雅俊、以下「第三者評価機関」といいます。）に評価を依頼しました。

当社は、当社の平成28年11月22日付リリース「米国関連会社Ultrafabrics, LLCの持分取得（完全子会社化）に関するお知らせ」の公表後に当社の株価が急騰していることや、従来から当社株式の流動性が低いことから株価水準については一定期間の株価の平均値を基準とするのが合理的である旨の割当予定先との協議内容を踏まえ、発行決議日の前日の終値などの一時点での株価を基準とするよりも、直前取引日に先立つ一定期間である30営業日間の平均株価を採用することが妥当と判断し、A種優先株式の発行価格につきましても、A種優先株式の発行決議日の直前取引日である平成29年1月20日より遡って30営業日間に於ける株価終値の平均値を基準としてA種優先株式の発行価格を決定することといたしました。

第三者評価機関は、一定の条件（A種優先株式に係る優先配当金、転換条項、当社株式の株価、普通配当金、ボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである三項格子モデルを用いてA種優先株式の公正価値を算定しております。なお、優先株式の評価に関する一般的な仮定として、評価モデル上、議決権の有無および流動性については考慮しておりません。その上で、A種優先株式の評価に関する固有の仮定について、議決権および流動性を考慮しない場合には、普通株式への転換を行わなければ普通株式よりも配当が多く受け取れるため、転換を行わないことが経済合理的な行動であると判断する一方、A種優先株式については流動性が皆無なこと、議決権がないことから、将来のいずれかのタイミングで普通株式への転換がなされることを想定しております。以上の仮定を踏まえ、第三者評価機関は、A種優先株式の評価について、最短で普通株式への転換がなされた場合と、配当受領優先性を考慮して長期間A種優先株式として保有し、その後普通株式への転換権を行使した場合の、2つのシナリオを考慮して評価モデルにおける算定を実施しております。当社は、平成29年1月20日付で第三者評価機関から、上記前提による評価の結果、A種優先株式は1株あたり1,027.20円から1,106.67円との評価額のレンジを受領し、この結果を踏まえて、普通株式に比して優先配当受領権が付与されているというA種優先株式の特性も考慮しつつ、割当予定先と最終的に協議の上、A種優先株式の発行価格を1,050円と決定いたしました。この発行価格の金額と、後記記載の本新株予約権の行使価格につきましても、発行決議日の前日（同日を含む。）に先立つ30営業日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を基準株価とする点では共通しておりますが、A種優先株式の発行価格につきましても、優先配当受領権が付与されておりますので上記基準株価を上回る水準となっております。

A種優先株式の1株あたりの発行価格である1,050円については、発行決議日の前営業日である平成29年1月20日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値975円に対して、7.69%のプレミアム、同前営業日から遡った直近1ヶ月の終値平均である1,043円に対して、0.67%のプレミアム、同前営業日から遡った直近3ヶ月の終値平均である839円に対して、25.15%のプレミアム、同前営業日から遡った直近6ヶ月の終値平均である673円に対して、56.02%のプレミアムとなっております。

上記発行価格は、払込期日に近接した当社株価の水準を用いることや、特段のディスカウントも行わないことから、時価発行に近似したものと、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に照らしても、直には、特に有利な払込金額には当たらないと判断しておりますが、A種優先株式は、当社普通株式と異なり、取引価格のない種類株式であり、公正な価値については、上記第三者評価機関の算定結果においても、様々な仮定を前提とする算定を行わざるを得ず、優先株式の評価における一般的な評価モデルである三項格子モデルを使用している点で、当社としましては、当社および割当予定先から独立した第三者評価機関の算定として相応の合理性・公正性が確保されているものと判断しておりますが、その計算が非常に複雑で高度であって、その価値評価については様々な意見があることや、当社普通株式と比べ、剰余金の配当について有利な定めがあること、さらに、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されていることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、平成29年2月21日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

本新株予約権

割当予定先との協議を踏まえて、本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものといたしました。この経緯としては、今回の完全子会社化に向けての割当予定先との協議の中で、買収対価の支払い方法、特に将来の一定の業績条件を満たした場合の追加的対価の支払について、複数の選択肢を踏まえて交渉が行われました。その中で一案としては、いわゆるアーンアウトとして、買収後のUf社の業績の達成状況に応じて、当社がUf社の持分の売主である割当予定先に対して追加的に対価を支払う方法もございました。しかしながら、当社としましては、既に当初の買収対価として126万米ドルに及ぶ支払が必要であり、当社の自己資本比率の低下の懸

念もあり、これ以上の追加的な資金流出は避けたいという事情もあったため、割当予定先との協議を行ったところ、今後の経営参画を踏まえ将来的にUf社が一定の業績を達成した場合に、当社から追加的支払を行うのではなく、当社の普通株式を利用したエクイティ・インセンティブとして、割当予定先に将来の企業価値の向上分の一部を提供する手段として本新株予約権を発行することといたしました。このような経緯や、割当予定先であるClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackの今後のリテンションを維持し、両氏の職務遂行を通じた当社の企業価値の向上へのインセンティブを持たせるために、本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない無償とすることになりました。

行使価額は、割当予定先との協議を踏まえ、発行決議日の前日(同日を含む。)に先立つ30営業日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)を採用することとし、1,024円といたしました。A種優先株式の発行価額と同様、当社としましては、当社の株式の流動性や直近の値動き、割当予定先との協議等から、本新株予約権の行使価額につきましても、発行決議日の前日の終値などの一時点での株価を基準とするよりも、直前取引日に先立つ一定期間である30営業日間の平均株価が妥当と判断して決定いたしました。行使価額である1,024円については、発行決議日の前営業日である平成29年1月20日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値975円に対して、5.03%のプレミアム、同前営業日から遡った直近1ヶ月の終値平均である1,043円に対して、1.82%のディスカウント、同前営業日から遡った直近3ヶ月の終値平均である839円に対して、22.05%のプレミアム、同前営業日から遡った直近6ヶ月の終値平均である673円に対して、52.15%のプレミアムとなっております。

上述のとおり、本新株予約権の発行については、発行対価を無償とすることが割当予定先と既に協議されておりましたが、当社は、株主の皆様に対する説明の参考とするため、A種優先株式と同様、当社および割当予定先とも取引関係のない独立した第三者評価機関である、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に評価を依頼しました。

第三者評価機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、モンテカルロ・シミュレーションを含む他の価格算定モデルとの比較および検討を実施したうえで、本新株予約権はエクイティ・インセンティブとして業績条件が付されたストックオプションと評価されることから、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」といいます。)の記載事項を参考として、ストック・オプションの一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを適用して算定を実施するものとしました。なお、「ストック・オプション会計基準」により、業績条件は単価の評価に含まないため、業績連動行使条件については考慮しておりません(この点、一般的には、業績条件を考慮した場合には新株予約権の公正価値は下落することになります。)。第三者評価機関は、一定の条件(株価、行使価格、予想残存期間、株価変動性、残存期間における配当額、無リスク利率等)の下、評価を実施しています。当社は、平成29年1月20日付で第三者評価機関から、上記前提による評価の結果、本新株予約権は1個あたり241.43円との評価である旨の報告を受けております。

上述したとおり、将来の一定の業績条件を満たした場合の割当予定先との増加価値の分配方法として、アーンアウトなどの買収対価の追加的支払よりもインセンティブとしての本新株予約権に優位性があり、実質的には当社から支払う買収対価の増額を抑えることができると考えております。割当予定先であるClay Rosenberg氏とDanielle Boecker-Primack氏は、本件第三者割当増資後も、当社からの継続的な当社製品の供給先であり、その売上比率は直近決算で当社売上全体の78.8%を構成する当社の重要な特定子会社に該当する、Uf社の経営に引き続き関与し、同社に対する役務の提供を通じて当社の企業価値の向上に資することが期待されることから、インセンティブプランとして本新株予約権を割当予定先である両名に無償で割り当てることに相応の合理性があるものとは考えております。

しかしながら、本新株予約権自体は無償で発行し、新株予約権は一定期間に亘って行使が可能であり、それ自体でオプションとしての価値を有するものであることや、第三者評価機関が算定した本新株予約権1個あたりの公正価値が241.43円との評価結果の報告を受けていることから、割当予定先との協議の結果に基づき本新株予約権を無償にて発行した場合は、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当するものと判断し、平成29年2月21日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様を仰ぐことといたしました。

当社は、A種優先株式および本新株予約権の第三者割当が、Uf社の完全子会社化の一環として、本件最終契約の取引条件として行われること、上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載しましたとおり、本件第三者割当増資によるエクイティファイナンスが当社の自己資本比率の大幅な低下を回避するために必要と判断されること、Uf社の完全子会社後も割当予定先であるClay Rosenberg氏およびDanielle Boecker-Primack氏が、引き続き、当社からの継続的な当社製品の供給先であり、その売上比率は直近決算で当社売上全体の78.8%を構成する当社の重要な特定子会社に該当するUf社の経営にあたり、本件完全子会社化後のUltraLeather®のブランドでグローバルなマーケティングの推進と、これに伴う当社グループの将来のグローバルベースでの事業規模の拡大に重要な地位に在籍を続けるために、両名のリテンションを確保する必要性があること、両名の当社への出資により、製造会社である当社と販売会社である当社とUf社が一体となった効率的な経営を実現し、さらには、割当予

定先の販売ノウハウ等も当社が獲得できることが、究極的には当社の企業価値の向上に資するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

現時点における当社の発行済株式総数は、6,800,000株(議決権総数は58,315個)であります。

A種優先株式の発行により増加する株式数は1,850,000株(無議決権株式であるため、議決権数は0個)で、A種優先株式が当社普通株式に転換された場合、現時点における発行済株式総数に対して最大27.21%(議決権数で31.72%)の希薄化が生じます。また、本新株予約権の目的である株式数は1,200,000株(議決権数は12,000個)で、現時点における発行済株式総数に対して最大17.65%(議決権数で20.58%)の希薄化が生じます。このように、A種優先株式の取得請求権および本新株予約権の行使により増加する株式の合計は最大で3,050,000株(議決権の合計数は30,500個)となり、現時点における発行済株式総数に対して最大44.85%(議決権数で52.30%)の希薄化が生じます。

しかしながら、本件第三者割当増資は、Uf社の完全子会社化を進める過程で、割当予定先との間で本件最終契約の協議・交渉の中で検討され、本件完全子会社化の一環として遂行されるものであり、当社として相応の必要性があったことや、当社としてUf社の完全子会社化を果たし、同社との一体的な経営体制を早期に確立し、割当予定先とのより緊密な関係の構築、当社グループ企業としての統一感の醸成により迅速かつ機動的な意思決定を行い、当社が意図するUf社との統一的なマーケティングプラットフォームの有効活用により、変動の激しいマーケットにおいて成長の機会を確保し、国内外での当社の事業機会の拡大を加速することが、当社の中長期的な収益力向上および競争力強化につながるものであり、ひいては当社の企業価値および株主価値の向上に寄与することが見込まれるものであることから、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

現時点における当社の発行済株式数は、6,800,000株(議決権総数は58,315個)であります。

A種優先株式の発行により増加する株式数は1,850,000株(無議決権株式であるため、議決権数は0個)で、A種優先株式が当社普通株式に転換された場合、現時点における発行済株式総数に対して最大27.21%(議決権数で31.72%)の希薄化が生じます。また、本新株予約権の目的である株式数は1,200,000株(議決権数は12,000個)で、現時点における発行済株式総数に対して最大17.65%(議決権数で20.58%)の希薄化が生じます。このように、A種優先株式の取得請求権および本新株予約権の行使により増加する株式の合計は最大で3,050,000株(議決権の合計数は30,500個)となり、現時点における発行済株式総数に対して最大44.85%(議決権数で52.30%)の希薄化が生じます。

よって、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

A種優先株式の取得と引換えに当社普通株式が交付され、および本新株予約権が全部行使された後の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Clay Rosenberg	New York, NY, USA	-	-	1,826,940	20.57
東京中小企業投資育成株式会社	東京都渋谷区3-29-22	1,402,000	24.04	1,402,000	15.79
Danielle Boecker-Primack	Briarcliff Manor, NY, USA	-	-	1,038,960	11.70
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	275,000	4.72	275,000	3.10
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	275,000	4.72	275,000	3.10
株式会社東京都市銀行	東京都港区六本木2-3-11	275,000	4.72	275,000	3.10
大日精化工業株式会社	東京都中央区日本橋馬喰町1-7-6	274,140	4.70	274,140	3.09
白石カルシウム株式会社	大阪府大阪市北区同心2-10-5	240,000	4.12	240,000	2.70
中野 淳文	東京都杉並区	179,000	3.07	179,000	2.02
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	140,000	2.40	140,000	1.58
Clay Rosenberg 2016 GRAT	New York, NY, USA	-	-	117,400	1.32
計	-	3,060,140	52.48	6,043,440	68.04

(注) 1. 平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の総議決権数(58,315個)に、A種優先株式と本新株予約権の目的となる当社普通株式の合計数に対応する議決権数(30,500個)を加えた議決権数を分母として算出しております。

3. 所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

現時点における当社の発行済株式総数は、6,800,000株(議決権総数は58,315個)であります。

A種優先株式の発行により増加する株式数は1,850,000株(無議決権株式であるため、議決権数は0個)で、A種優先株式が当社普通株式に転換された場合、現時点における発行済株式総数に対して最大27.21%(議決権数で31.72%)の希薄化が生じます。また、本新株予約権の目的である株式数は1,200,000株(議決権数は12,000個)で、現時点における発行済株式総数に対して最大17.65%(議決権数で20.58%)の希薄化が生じます。このように、A種優先株式の取得請求権および本新株予約権の行使により増加する株式の合計は最大で3,050,000株(議決権の合計数は30,500個)となり、現時点における発行済株式総数に対して44.85%(議決権数で52.30%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当社としましては、以下の理由により、本件第三者割当の合理性および必要性はあるものと判断しております。

本件第三者割当増資は、Uf社の完全子会社化の交渉の結果、割当予定先と合意した内容に沿って実施されるものであること

本件完全子会社化により子会社化を進めるUf社は、平成27年12月期の売上(8,069百万円)、税引前利益(1,425百万円)は共に当社の平成28年3月期の売上(5,204百万円)、税引前利益(1,182百万円)を上回っており、当社よりも規模の大きい企業の持分を買取ることとなります。また、Uf社は、従来から当社の継続的な製品の供給先であり、その売上比率は当社売上全体の78.8%を構成します。

しかしながら、従来、当社のUf社に対する持分は15.79%の少数持分に止まっており、当社にとって、Uf社は、成長の期待可能性の大きいグローバル市場の当社窓口としての位置付けでありながら、当社のUf社の経営の関与は少数持分権者として限定されたものとなっております。今般、同社の完全子会社化を進めることで、当社に対する支配権を獲得し、製造会社である当社と販売会社であるUf社のより一層の経営の効率化、緊密化、一体化を図り、割当予定先の販売ノウハウを当社にて吸収し、当社の企業価値を高めるために、同社の完全子会社化は当社にとって極めて重要な意義を有するものであります。

当社としましては、本件完全子会社化のこのような極めて重要な意義を踏まえ、かつ、割当予定先のリテンションや当社への出資を通じたコミットメントを得るべく、鋭意、割当予定先との間で交渉を行って参りました。その

中で、割当予定先としても、当社の意向を受けて、上場会社である当社の株式に対する出資の意向が示されました。具体的な出資割合の程度としましては、割当予定先から、希薄化を前提とした当社の持分の3割程度になるように出資したいという意向でありました。これに対して、本件第三者割当によって割当予定先に出資後の議決権割合として直ちに3分の1を超える大規模な希薄化を及ぼす株式発行は避けたいという当社の意向を調整した結果、上記の希薄化割合による本件第三者割当増資を実施することとなりました。そして、下記に記載します、当社の資金調達需要を満たしつつ、割当予定先の出資意向を達成するため、A種優先株式と本新株予約権の組み合わせによる本件第三者割当を実施することといたしました。

本件第三者割当増資は、上記のような本件完全子会社化にかかる当社の意向と、割当予定先から示された当社の経営への関与および当社株式への出資の意向を調整した結果、実施が計画されたものであります。当社としましては、割当予定先の意向も踏まえつつ、本件完全子会社化を通じた当社の企業規模の拡大とUf社との将来の経営の更なる一体化による当社の企業価値の向上を目指すことが、本件第三者割当により生じる希薄化の程度を考慮してもなお、合理的な経営判断であると思料しております。

本件第三者割当増資は、当社の自己資本比率の低下を回避するために必要であること

他方、Uf社の完全子会社化にあたっては、上述のとおり、同社が当社の規模を上回っていることから、当社の企業価値を上回る買収対価である126百万米ドルが必要となり、当社はかかる買収対価の大部分を金融機関からの借入により調達する予定であります。しかしながら、これを全額借入で調達した場合自己資本比率の大幅な低下が見込まれます。具体的には、平成28年3月末の純資産4,036百万円に対して、約14,490百万円(126百万米ドル、1ドル=115円)の借入が発生することになります。

このため、当社としましては、全額借入を行うことで当社の自己資本比率が大幅に低下することを避けるため、割当予定先に、買収対価として受領する金額の一部である約17百万米ドル相当額を当社に拠出するよう協議することにより、適正な自己資本の水準を維持し、今回の本件第三者割当を実施する必要があるとの判断に至りました。本件第三者割当を実施することで、Uf社の完全子会社化後の自己資本比率は30%程度となる予定です。

本新株予約権を通じた希薄化は、当社の追加的な支払負担を実質的に減少させる意味を有すること

A種優先株式の発行により調達する資金は、本件完全子会社化に際しての当社のつなぎ借入資金の返済に充当する予定ですが、他方、本新株予約権につきましては、上記「3. 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 本新株予約権」に記載のとおり、今回の完全子会社化に向けての割当予定先との協議の中で、買収対価の支払い方法、特に将来の一定の業績条件を満たした場合の追加的対価の支払について、複数の選択肢を踏まえて交渉が行われました。その中で一案としては、いわゆるアーンアウトという、買収後のUf社の業績の達成状況に応じて、当社がUf社の持分の売主である割当予定先に対して追加的に対価を支払う方法もございました。しかしながら、当社としましては、既に当初の買収対価として126百万米ドルに及ぶ支払が必要であり、当社の自己資本比率の低下の懸念もあり、これ以上の追加的な資金流出は避けたいという事情もあったため、割当予定先との協議を行ったところ、将来的にUf社が一定の業績を達成した場合に、当社からの追加的支払ではなく、当社の普通株式を利用したエクイティ・インセンティブとして、割当予定先に将来の企業価値の向上分の一部を提供する手段として本新株予約権の発行をすることにいたしました。

本新株予約権の発行により当社普通株式に対する希薄化は発生いたしますが、将来の業績達成条件として仮にアーンアウトを選択した場合と比較して、当社からの追加的な資金流出を回避することができることや、本新株予約権によるインセンティブ付与を通じて、本新株予約権の割当予定先であるClay RosenbergおよびDanielle Boecker-Primackの勤労意欲を維持向上させて、当社の株式保有を通じた株主の皆様との利害を一致させることができることや、業績条件が達成されることにより本新株予約権の行使を通じて割当予定先から当社への資金提供が実現でき、当社はそれを更なる事業拡大の成長資金や負債の削減として振り向けることもできることから、本新株予約権の発行による優位性があるものであり、また、本件完全子会社化においても必要性があったものと判断いたしました。

以上のとおり、本件第三者割当は、Uf社の完全子会社化を達成して同社との事業統合を通じた当社の事業規模の拡大を早期に達成するとともに、完全子会社化の過程で予定する借入の増大による自己資本比率の急激な低下を回避しつつ、当社の企業価値の一層の増大を図り、株主価値を高めるために、割当予定先と誠実に協議を行い、割当予定先の意向も汲んだ上で、その結果として割当予定先と合意された条件に従って実施されるものであり、当社としましては、本件第三者割当の合理性および必要性はあるものと判断しております。

なお、本件第三者割当においては当社の普通株式ではなく、A種優先株式を発行することとしておりますが、当社としましては、一度の希薄化による普通株式の株主の皆様に対する影響を可及的に低減させるため、当初から普通株式による第三者割当を実施するよりも、優先配当権は付与するものの、当初は議決権がなく、発行後3年間にわたり、段階的に普通株式の転換を許容することを目的として、今回のA種優先株式による割当を選択いたしました。

また、本新株予約権につきましては、上記「1. 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針 転換制限条件」に記載のとおり、本新株予約権の行使にはUf社の将来の業績について一定の水準を達成する必要があります。このような行使条件を設定することにより、本件第三者割当後に当社の期待したとおりの業績向上が達成されない場合は、割当予定先による本新株予約権の行使は制限され、その限度で、普通株式の株主の皆様に影響する希薄化は回避されることとなります。

本件第三者割当は、大規模な第三者割当に該当することから、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きのいずれかを要することになります。

そこで、当社は、平成29年2月21日開催予定の当社臨時株主総会において、特別決議をもって、本件第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を執り行う予定です。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第51期）及び四半期報告書（第52期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年1月23日）までの間において発生した事業等のリスクの変更は以下のとおりであります。

また、有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（変更事項）

株式価値の希薄化について

本件第三者割当によるA種優先株式及び第三者割当により発行する新株予約権の目的である株式を合わせた最大3,050,000株は、平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数6,800,000株から当社の自己株式967,201株を控除した5,832,799株の52.29%（A種優先株式の普通株式への転換及び新株予約権の行使完了後の発行済株式総数の30.96%）に当たり、本件第三者割当が実施された場合、当社1株当たりの株式価値は希薄化し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

2．臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年1月23日）までの間において、以下の臨時報告書および臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成28年6月24日提出の臨時報告書]

1 提出理由

平成28年6月23日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

当事業の将来的な展開を検討するにあたって、今後多様な対応が想定されるため選択肢のひとつとして種類株式の発行を行えるように備えるものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

中野淳文、田中勉、中川豊彦、三浦宏平、高山裕史及び藤村俊夫を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

伊丹庸之を監査役に選任するものであります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	45,065	310	0	(注)1	可決(99.316)
第2号議案	43,879	1,496	0	(注)3	可決(96.703)
第3号議案				(注)2	
中野 淳文	45,200	175	0		可決(99.614)
田中 勉	45,200	175	0		可決(99.614)
中川 豊彦	45,200	175	0		可決(99.614)
三浦 宏平	45,200	175	0		可決(99.614)
高山 裕史	45,200	175	0		可決(99.614)
藤村 俊夫	44,371	1,004	0		可決(97.787)
第4号議案					
伊丹 庸之	44,366	1,009	0	(注)2	可決(97.776)
第5号議案	42,375	3,000	0	(注)3	可決(93.388)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

[平成28年7月1日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

存続する監査公認会計士等

清陽監査法人

消滅する監査公認会計士等

九段監査法人

(2) 異動の年月日

平成28年7月1日

(3) 消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成27年7月6日

- (4) 消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人である九段監査法人(消滅法人)が、平成28年7月1日付で、清陽監査法人(存続法人)と合併したことに伴うものであります。
これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等は、清陽監査法人となります。
- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制報告書の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見
特段の意見はないとの申し出を受けております。

[平成28年8月22日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成28年6月23日開催の当社第51回定時株主総会の決議及び平成28年8月22日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 銘柄

第一化成株式会社第5回新株予約権

2. 発行数

4,000個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 発行価格

0円(無償)

4. 発行価額の総額

未定

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式

本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的たる株式の数は、当初100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、(a)当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普

通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)、(b)取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付き又は取得条項付きの株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「取得株式等」という。)を募集する場合、(c)新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を交付する場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、「新規発行株式数」とは、上記(a)乃至(c)に定める普通株式数又は新株予約権等の行使、取得等により交付されることとなる普通株式数とする。自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日から平成33年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続はこれを認めない。

9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当該取得の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	6名	1,100個(110,000株)
当社監査役	3名	90個(9,000株)
当社従業員	73名	2,810個(281,000株)

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当なし

13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

14. 新株予約権を割り当てる日

平成28年9月23日

15. 新株予約権の取得の事由及び条件

- (1) 当社は、新株予約権者が上記8.による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

16．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。ただし、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

17．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

18．新株予約権証券の不発行

当社は、本件新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

[平成28年9月23日提出の臨時報告書の訂正報告書]

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成28年8月22日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、訂正すべき事項および平成28年9月23日に確定した事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

訂正箇所には下線を付しております。

2．発行数

(訂正前)

4,000個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(訂正後)

3,820個

4．発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

199,404,000円

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

<後略>

(訂正後)

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。行使価額は、522円とする。

<後略>

11. 当該取得の勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役	6名	1,100個(110,000株)
当社監査役	3名	90個(9,000株)
当社従業員	73名	2,810個(281,000株)

(訂正後)

当社取締役	6名	1,100個(110,000株)
当社監査役	3名	90個(9,000株)
当社従業員	63名	2,630個(263,000株)

[平成28年11月25日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、当社の完全子会社である株式会社ディー・エス・シー(以下「DSC社」という)を通じ、持分法適用関連会社であるUltrafabrics, LLC(以下「Uf社」という)の持分を取得する手続きを開始することについて、平成28年11月22日開催の当社取締役会において決定いたしました。同社が当社の完全子会社となった場合、当社の特定子会社の異動を伴う連結子会社による子会社取得となりますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第16号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく開示)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	: Ultrafabrics, LLC
住所	: 303 South Broadway, Suite 201, Tarrytown, NY 10591, USA
代表者の氏名	: Chief Executive Officer Clay Rosenberg
資本金	: 7百96万US\$ (平成27年12月31日現在のMembers' Equity)
事業の内容	: 合成皮革販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	
異動前:	320千US\$ (うち間接所有分 320千US\$)
異動後:	約120百万US\$ (うち間接所有分約120百万US\$)

総株主等の議決権に対する割合

異動前：15.79%（うち間接所有分15.79%）

異動後：100.00%（うち間接所有分100.00%）

（注）「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は、当社の持分法適用関連会社である米国の高機能ポリウレタン合成皮革マーケティング会社、Uf社の持分について、既に当社が間接所有する持分を除く全持分合計84.21%（以下「残持分」という）を取得することについて、残持分出資者らと協議してまいりましたが、平成28年11月22日開催の取締役会において当社の完全子会社であるDSC社を通じてUf社の残持分を取得することを決議し、同日残持分出資者らと手続きを進めるための基本合意書を締結することといたしました。Uf社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、Uf社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日：平成29年2月3日（予定）

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2に基づく開示)

(1) 子会社取得の決定に関する事項

当社は、平成28年11月22日開催の取締役会において、Uf社の取得を決議いたしました。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得を行う連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称：株式会社ディー・エス・シー

住所：東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階

代表者の氏名：代表取締役社長 中野 淳文

(3) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	Ultrafabrics, LLC
本店の所在地	303 South Broadway, Suite 201 Tarrytown, NY 10,591 USA
代表者の氏名	Chief Executive Officer Clay Rosenberg
資本金の額	7百万US\$（2015年12月31日時点のMembers' equity）
純資産の額	8百万US\$（2015年12月31日時点）
総資産の額	23百万US\$（2015年12月31日時点）
事業の内容	合成皮革販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益及び純利益

	2013年12月期	2014年12月期	2015年12月期
売上高	54百万US\$	58百万US\$	66百万US\$
営業利益	6百万US\$	8百万US\$	11百万US\$
当期純利益	6百万US\$	8百万US\$	11百万US\$

提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は当該連結子会社を通じて、取得対象子会社の持分の15.79%を所有しております。また取得対象子会社はその100%子会社を通じて当社株式を100千株所有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社から取得対象子会社へ継続的に当社製品の販売供給を行っており、その売上比率は直近決算で当社売上全体の78.8%となっております。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

取得対象となるUf社は、1998年に米国Springs社の合成皮革販売部門から独立する形で設立されました。当社は、Uf社設立時からDSC社を通して出資し、Uf社が販売する製品を開発、製造し供給するという関係を継続しております。

当社は、現在まで、Uf社との間で、北米及び欧州市場における当社製品の一部を独占的に供給する契約を結んでおり、これらの市場においてUf社は、当社製品の実質的な独占販売権を持ち、Ultraleather®のブランドでマーケティングを展開しており、Uf社の売上高は2013年に54百万US\$、2014年に58百万US\$、2015年に66百万US\$と、2011年以降、年間平均13.2%伸びております。

当社が開発・製造し、Uf社が販売するハイエンド合成皮革は、優れたデザイン性（色、柄）と高い機能性（触り心地、通気性、耐久性等）により、自動車、航空機の内装材、また高い耐摩耗性が求められる家具・シート材としての利用に注目を集めており、こうした産業分野の顧客との事業を長期的に継続するには、顧客のニーズを迅速に新製品に反映させる開発体制が必要となります。

当社は、Uf社から欧米の顧客のニーズを素早く、的確に得ることで顧客の要望に応えた製品の開発をしておりますが、自動車や航空機の内装材では、今後、天然皮革から合成皮革への流れがさらに強まることが予想されており、これらの産業分野の顧客への販売機会を機動的に取り込む必要があります。

他方、現在は、製造開発を担当する当社と、販売・マーケティングを担当するUf社が、それぞれ独立した会社であるため、業務や在庫管理等に重複や非効率な面が存在します。また、日本で生産する製品を主として海外で販売するという事業形態であることから、為替リスクが不可避であるところ、現状は、契約に基づいて両社が個別にこのリスクを管理しておりますが、これを一元化することで、より効果的な為替変動リスクの管理を行えるようにすることが望ましいといえます。

このように様々なリスクに対応しながら、事業を最も効率よく成長させるには、当社とUf社がより緊密に連携していく必要があります。こうした状況において、当社とUf社とで協議を行った結果、迅速かつ機動的な意思決定を可能とするため、当社グループがUf社を完全子会社とし、一体として本事業を遂行するのが最善との結論に至りました。

対象子会社取得後は、Uf社のUltraleather®のブランドでグローバルにマーケティングを推進し、当社は製品の生産及び原料開発等の基礎研究を担当し、商品開発については両者が一体として行うことで顧客ニーズに対し、より迅速に対応できる体制を構築します。

また、Uf社のマーケティングプラットフォームを有効に活用し、国内販売活動を進めることで、さらなる販売機会の増加とともに、為替変動リスクの低減をも図ることが可能となります。

以上のとおり、本件は単純な買収による子会社化に止まるものではなく、事業統合による両者の関係の緊密化及び益々の拡大発展を企図したものであります。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

Uf社持分売買代金	約120百万US\$
アドバイザー費用等	約1億円

[平成28年12月12日提出の臨時報告書の訂正報告書]

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成28年11月25日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第16号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

訂正箇所には下線を付しております。

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく開示）

（3）当該異動の理由及びその年月日

（訂正前）

異動の年月日：平成29年2月3日（予定）

（訂正後）

異動の年月日：平成29年2月下旬（予定）

3. 最近の業績の概要について

第52期第3四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年12月31日）における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了していません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載していません。

売上高（千円）	4,121,268
---------	-----------

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月23日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第51期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年7月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第52期第2四半期)	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月23日

第一化成株式会社

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 万富 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 光成 卓郎 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一化成株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一化成株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づき監査証明を行うため、第一化成株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、第一化成株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

第一化成株式会社

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 万富 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 光成 卓郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一化成株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一化成株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

第一化成株式会社

取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 万富 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 匡利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている第一化成株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、第一化成株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。